



携帯品・別送品申告書

日本国税関

搭乗機（船）名		入国日		* / * / *					
出発地									
氏名									
現住所（日本滞在先）		電話							
国籍		職業							
旅券番号		生年月日		* / * / *					
同伴家族		20歳以上名		6歳以上20歳未満名		6歳未満名			
1. 下記に掲げるものを持っていますか？									
① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止されているもの又は肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持込みが制限されているもの（下記「申告内容の確認」1. 及び2. を参照）						はい	いいえ		
② 金地金又は金製品						はい	いいえ		
③ 免税範囲（下記「申告内容の確認」3. を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など						はい	いいえ		
④ 商業貨物・商品サンプル						はい	いいえ		
⑤ 他人から預かったもの						はい	いいえ		
2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか？									
* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。									
3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？						はい	いいえ		
* 入国後6か月以内に輸入するものに限り。									
* 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。									
入国時に携帯して持ち込むもの							課税		
(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限る。1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。		酒	類	本					
		たばこ	紙	巻	本				
			加熱式	箱					
			葉	巻	本				
			その他	グラム					
		香	水	ونس					
		その他の品名			数	量	価	格	
*税関記入欄		金額	円						
		備考							
		確認		免税枠優先適用		外交官		ミスハンドル	
《申告内容の確認》									
1. 日本への持込みが禁止されている主なもの									
① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など									
② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品									
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など									
④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など									
⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど									
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品									
2. 日本への持込みが制限されている主なもの									
① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類									
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカメ・象牙・じゃ香・サテンなど)									
③ 事前に検査確認が必要な生きた動植物、肉製品(ワセー・ジャーキーを含む。)、野菜、果物、米など									
* 事前に動物・植物検査カウンターでの確認が必要です。									
3. 免税範囲（一人あたり。乗組員を除く。）									
・ 酒類3本（760mlを1本と換算する。）									
・ 紙巻たばこ400本（外国製、日本製の区分なし。）									
* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。									
・ 海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物（入国者の個人的使用に供するものに限り。）									
* 海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。									
* 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。									
* 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。									
《注意事項》									
海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰されることがあります。									
この申告書に記載したとおりである旨申告します。									
署名									